

相談員応援プロジェクト～日常のかかわりを振り返る～
～湖北圏域 version I～

令和6年(2024年)3月

目 次

<u>はじめに</u>	3
<u>第1章 モニタリング結果の検証の必要性</u>	4
1 モニタリング結果の検証の根拠（通知等）/検証の定義	4
2 モニタリング結果の検証を実施する際の前提となる障害児者相談支援の基本的視点	7
3 モニタリング結果の検証と市町村等による指導	11
4 湖北圏域の現状について	13
<u>第2章 モニタリング結果の検証の適切な実施のための条件整備</u>	14
1 条件整備の必要性	14
2 モニタリング結果の検証と相談支援専門員の養成	15
<u>第3章 モニタリング結果の検証のための「方法」</u>	17
1 方法の考え方（二つのモデル）	17
<u>第4章 モニタリング結果の検証のための「指標」</u>	18
1 指標の考え方：指標の必要性	18
<u>巻末資料</u>	
1 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（平成 30 年 3 月 30 日）	19
2 相談員応援プロジェクトの対象事例について	20
3 相談支援（ケアマネジメント）チェックリスト【インタビュー用】	21
4 相談支援（ケアマネジメント）チェック基準【インタビュー用】	22
5 相談支援（ケアマネジメント）チェックリスト【インタビュー用】	23
6 相談支援（ケアマネジメント）チェック基準【インタビュー用】	24
7 相談支援（ケアマネジメント）チェックリスト（メモ記入欄付）【インタビュー用】	25
8 訪問前に相談支援専門員に渡す資料【見本】	27
9 訪問後に相談支援専門員に渡す資料（結果返却）【見本】	28

はじめに

【マニュアルの目的】

相談支援専門員は、しょうがいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活全般におけるサポートを行うという役割を担っています。

平成24年頃から各都道府県および市町村において相談支援専門員の養成が急速にすすめられ、一定数が確保されつつある現在、「人を増やす」ことから「人を育てる」ことへ方向性の転換が図られるようになりました。国は相談支援の質の向上、公平・中立性を高めるため、「モニタリング結果の検証」を行うことが望ましいと障害福祉計画に位置づけ、課長通知でその必要性を明記・周知しました。

このような流れを受け、湖北圏域においてもモニタリング結果の検証の必要性は高まりつつありましたが、一方で「検証」というと、相談支援専門員にとっては非難や欠点の指摘と受け取る危険性も孕んでいるため、慎重にすすめていく必要がありました。

そこで、湖北圏域では、相談支援機能強化事業を担う相談支援事業所の相談支援専門員（以下、検討委員）や主任相談支援専門員、基幹相談支援センターでプロジェクト会議を立ち上げ、相談支援専門員が行うケアマネジメントプロセス全体を、中立性・公平性をもって振り返る（モニタリング結果の検証）には、どのような手法や指標を用いればよいかを話し合い、圏域の状況を勘案しながら、このマニュアルを作成することにしたしました。

支援の振り返りが、相談支援専門員に対する非難や欠点の指摘ではなく、支援を行う相談支援専門員の気づきを促し、利用者が目指す姿をサポートするための動機づけの機会になることを目指しました。名称も「モニタリング結果の検証」ではなく「相談員応援プロジェクト～日頃の関わりを振り返る～」と湖北圏域独自の親しみやすい名称としました。

また、支援について迷い、葛藤を抱える場面の多い相談支援専門員が、一人で悩まず「相談」できる環境があることは、精神的な負担を軽減し、バーンアウトの予防にも役立ちます。相談支援専門員のこころの健康を維持することは、利用者の支援につながっていくことも、相談員応援プロジェクトを通じて伝えていきたいと考えています。

この手引き書をもとに実践される相談員応援プロジェクトが、計画相談支援に携わる相談支援専門員の皆さんの自己肯定感を高め、意欲向上やモチベーションアップのための一助になれば幸いです。

令和6年（2024年）3月

相談員応援プロジェクトメンバー一同

第1章 モニタリング結果の検証の必要性

Ⅰ モニタリング結果の検証の根拠（通知等）/検証の定義

（Ⅰ） モニタリング結果の検証の根拠

本節では、この手引きで取り扱う取組について、実施根拠について解説します。現時点において押えておくべき実施根拠は2つあります。ひとつは平成30年報酬改定時に発出された通知であり、もうひとつは第6期障害福祉計画（基本指針）です。

《根拠としておさえておくべき実施根拠》

- ① 通知「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成30年3月30日/障障発0330第1号）
- ② 第6期障害福祉計画基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号による改正後の平成18年厚生労働省告示第395号）

ア 課長通知およびその背景

「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成30年3月30日/障障発0330第1号）において、①各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村へ報告すること及び②市町村が受領したモニタリング結果について検証を行うことが望ましいとしています。

3) モニタリング結果の市町村への報告及び市町村による検証について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

- ① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。
- ② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。なお、検証については、基幹相談支援センター等に委託することで実施することでも差し支えない。また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点について、予め決定しておくことが望ましい。

（上記通知より抜粋。全文については【巻末資料1】参照）

この取組を実施するにあたっては、以下に説明するような背景を十分踏まえる必要があります。相談支援の質の向上、公正・中立性を高めるための取組の必要性は、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）において指摘

されました。これを受けて平成28年3月に「相談支援の質の向上に向けた検討会」が設置され、質の向上に向けては、相談支援専門員の資質向上（人材育成）と相談支援体制の整備が必要という方向性で様々な具体的提言がなされ、同年10月に議論がとりまとめられました。

このとりまとめの中でも、「計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について」として「計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。」「障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。」との指摘が盛り込まれています。

イ 第6期障害福祉計画（基本指針）

第6期障害福祉計画の基本指針においては、相談支援に関する基本的な考え方を「相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきているが、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。この検討にあたっては、一の4（一）に掲げる事業を実施する場合には、相談支援体制整備の経緯を踏まえつつ、双方の取組の有機的な連携を図ることに留意する等、相談支援体制の再構築を検討することが必要である。」としています。

その上で、具体的な取組として「相談支援体制を充実・強化するため、令和五年度末までに、各市町村又は各圏域において、以下の別表に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。」ことが求められます。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター又は第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討する。」としています。具合的には第6期計画中に、以下の機能を市町村又は障害保健福祉圏域等は有することが求められています。この機能の②は、この手引きで取り扱う取組と深い関連性を持つものです。そのため、それぞれを個別の取組として検討するのではなく、一体的に、地域が有する支援者支援の機能として整備していくことが重要です。

①総合的・専門的な相談支援

障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

②地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

また、この機能は、市町村地域生活支援事業の実施要綱における基幹相談支援センターの業務内容の一部とリンクしていることにも十分留意することが必要です。市町村がこの機能を有することが重要であるほか、未設置自治体においては基幹相談支援センターの整備を検討することが重要になります。設置済み自治体においても自地域の基幹相談支援センターの評価やさらなる機能強化、相談支援体制を再検討すること等が求められます。

(2) モニタリング結果の検証の定義

前述のように、モニタリング結果の検証は、質が高くかつ公正・中立性の担保された支援を提供するためにはどうしたらよいかについて、利用者の個別の支援を対象として実施するものです。これはすなわち、相談支援専門員が行う業務（支援）の検証にほかなりません。モニタリング（継続サービス利用支援）は計画作成（サービス利用支援）の結果を継続的に見直すものですから、その検証は、計画相談支援の支援（サービス提供）全般を検証するものであり、ケアマネジメントプロセス全体を検証するものとなります。業務及びプロセス全体を取り扱うものですから、モニタリング報告書やサービス等利用計画といった書類の審査がここでいう検証にはなりません。そのような書類を検証の素材として活用しながら、相談支援専門員の業務（支援）全体の検証を実施します。

また、取組にあたっては、人材育成の視点に基づく支援者支援の考え方があることにも留意が必要です。すなわち、モニタリング結果の検証は、これまで以上に質が高くかつ公正・中立性の担保された支援を提供するために、担当する相談支援専門員が今後どのようにしたらよいかについて、利用者に資するかたちで当該相談支援専門員の行動変容を促す取組をすることとなります。そのためには、相談支援専門員が気づきを持ち、目的達成の方策等を考え、行動に移すような動機づけを含めた取組であることが必須となります。

検証というと、改善すべき事項を洗い出すことに主眼がおかれがちです。しかしそのような形での実施は、受ける側の相談支援専門員が検証を自らの（業務における）欠点の指摘と感じたり、時に否定若しくは非難と受け取る危険性を孕みます。それでは動機づけにつながらないどころか、むしろ低下することになりかねません。展開方法いかんでは、ハラスメント等のリスクにもつながる可能性があることにも留意が必要です。

これらの視点や方法については、本手引きで詳説されるほか、主任相談支援専門員の検討において、その役割や必要なコンピテンシー（業務を遂行するために必要な力）として整理してきているところです。本取組の実施にあたっては、主任相談支援専門員養成研修の知見を参照し、活用することが必要となります。活用にあたっては、自治体職員自身がその力を身につけることも重要ですが、管内の専門職たる相談支援専門員、主任相談支援専門員を活用することも必要となります。官民協働の中では、その体制についても水平的な関係性を保つことが求められます。

また、体制整備にあたっては、管内に地域の中核となる相談支援専門員を配置し、その者が主任相談支援専門員として活躍できるような環境も必要となります。そのためには、各種指定相談支援事業所に主任相談支援専門員が配置されることと併せ、基幹相談支援センターを設置した上で主

任相談支援専門員を配置することを推進する必要があるほか、既に設置している場合においても、継続的にその評価や必要に応じた再検討を行うことが重要です。

2 モニタリング結果の検証を実施する際の前提となる障害児者相談支援の基本的視点

ここでは、障害児者相談支援の目的（障害児者の地域での自立した生活の実現）を実現するための留意しておくべき基本的視点について解説します。これは研修等の人材育成の各場面を通じて相談支援専門員や自治体職員に対し強調している内容であり、詳細は相談支援従事者養成研修の内容等を参照してください。

(1) 障害ケアマネジメントプロセス全体にわたる支援の総合的検証の必要性

ア 地域における自立した生活

わたしたちの地域での社会生活は、さまざまな環境要因と個人要因との相互関係の中で成立し、基本的に、自らの意志と自己決定、様々な情報や経験、他者への相談、成功や失敗などを含め、権利と義務を基盤としながら成り立っています。これは、高齢、障害、生活困窮等であるかないかにかかわらず、地域における安心した豊かな生活、自ら希望する生活スタイルは、本来であれば誰もが「ひと」として、あたりまえに追求されていくべきものです。

「自立（生活）とは、どこに住むか、いかに住むか、どうやって自分の生活をまかなうか、を選択する自由をいう。これは、自分が選んだ地域で生活することであり、ルームメートを持つか、一人暮らしをするか自分で決めることであり、自分の生活一日々の暮らし、食べ物、娯楽、趣味、悪事、善行、友人等々すべてを自分の決断と責任でやっていくことであり、危険を冒したり、誤ちを犯す自由であり、自立した生活をすることによって、自立生活を学ぶ自由でもある。」（「リハビリテーションギャゼット」JIL ホームページより）とあります。また「障害者の自立とは、できるだけ多くの依存できる人を増やすことである」（熊谷）とも言われ、ひとは全面的な依存と扶養の原型である赤ん坊の対人関係から、必要や状況に応じて互いに依存しあう相互依存の形となり、後者の依存のできる人を増やすことにより、よりニーズを充足しやすくすることにつながるといえるのです。

障害があるがゆえに当たり前のニーズが充足されないこと、障害により生活や意思疎通、意思決定に支援が必要な場合、地域の社会資源不足や、権利条約・合理的配慮に関しての社会的な未成熟さなどに対応を図ることなど、支援を充足し改善していくためには、国や自治体としての制度やしきみも重要です。そうした中で、障害者を支えるひとつの手法としてケアマネジメントがあり、それらを具体的に制度とリンクさせたものが、障害者総合支援法における、相談支援と支給決定の仕組みとなります。一方で、制度や仕組みは、ひとつの枠組み・ツールであり、個別に応じた柔軟性は基本的にありません。だからこそ、障害者の自立を支える相談支援には、フォーマル・インフォーマルの社会資源の活用や、地域作りを含め、ソーシャルワークとして捉え実践していくことが求められ、地方自治体がわがまちの福祉をどのように充実させ質を向上させていこうとしていくのかという方向

性や取組姿勢が重要になります。

イ 障害者ケアマネジメントとケアマネジメントプロセス

障害者ケアマネジメントのもともとの歴史的背景や導入の経過は相談支援専門員の研修にお任せするとして、その定義は「障害児者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらに社会資源の改善及び開発をも推進する援助方法である」とされています。(H14(2002)「障害者ケアガイドライン」におけるケアマネジメントの定義)

ケアマネジメントの支援プロセスは次頁の表の通りであり、基本的には、アセスメント、プラン、モニタリングが繰り返されることにより、ニーズを充足していくことになります。本人・家族の困りごと、ニーズや希望は、話を丁寧に聞き、まずは課題や問題を整理します。本人の強みを活かし、のびしろや可能性を伸ばすこと、サービスや社会資源を有効に利用・活用していく中で、周辺環境を改善し支援者や理解者を増やしていくことなどで充足されていきます。障害者が地域でのあたりまえの生活を継続していくため、また、年齢や成長、季節や時期によってもたえず変化するニーズを解決していくためにも、ケアマネジメントの手法やプロセスは非常に大切なものとなります。

	ケアマネジメントプロセス/ケアガイドライン	サービス等利用計画のプロセス
①	インテーク(であい・入り口による状況の把握)	相談面接
②	アセスメント(みため・ニーズの把握)	アセスメント・資源・二次
③	プランニング(てだて・支援目標と計画の作成)	サービス等利用計画案 サービス担当者会議 サービス等利用計画
④	インターベーション(はたらきかけ・計画の実施)	計画内容の実施 事業所の個別支援計画の実施
⑤	モニタリング(みなおし・サービス提供の状況評価)	モニタリング・再アセスメント (状況・ニーズの変化) 継続サービス利用支援 サービス担当者会議 サービス等利用計画の変更
⑥	エバリュエーション(ふりかえり・再アセスメント)	
⑦	ターミネーション(わかれ・終了)	引き継ぎ・終了

ウ 支援の統合検証の必要性

(ア) 制度と自治体

障害者の中でも、自ら課題やニーズを満たすことが苦手であったり、困難な方にとって、ケアマネジメント⇔サービス等利用計画によるコーディネートやサービス調整、その結果としてのサービス提

供は、本人たちの社会生活を支える上で欠かせないものです。

社会保障制度として、ようやく本人・家族に対して個別に寄り添える相談支援の制度・体制や障害福祉サービスが少しずつ充実してきました。サービス等利用計画が、障害福祉サービスにおける支給決定の勘案事項として位置づけられ、相談支援に関する各種加算の拡充、自立生活援助の創設など、内容的にも少しずつ充実してきています。

支給決定の材料となるサービス等利用計画（案）の位置づけが非常に重要なものとなる一方で、各自治体では、提出されるサービス等利用計画（案）の内容について、提出書類の外形的内容以上に精査をし、当該障害者のアセスメント内容等を直接的に現認することは、体制的にもなかなか難しい状況があります。また、基準から外れる支給決定や、柔軟な対応の求められているモニタリングの頻度等についても、個々の状況を十分にくみ取り、柔軟に対応していくのは、自治体の判断に任されているとはいえ、中立・公平性の性質上からも、Q&A やガイドラインなど何らかの根拠やその判断材料となるものがない限り容易ではないのかもしれません。

形式的な支給であれ柔軟な支給であれ、障害者の生活がサービス等利用計画の内容に大きく左右されてしまう部分があり、その個別的な内容、量や質、あるいはそれぞれの事業所による働きかけが適正かどうかによっては、本人・家族にとってプラスにも、マイナスにも振れてしまう可能性もあり得ます。しかしながら、その支給・支援の結果としてのその内容が適切かを検証することは非常に重要であり、一義的な責務は各自治体にあります。

（イ）相談支援専門員の役割

サービス等利用計画で実施されるケアマネジメントについては、その支援の内容が本人・家族にとって本当によりよいものとなっているのか、相談支援専門員は専門職として常に振り返る必要があります。

2011年の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会においても「相談支援専門員の基本理念は、すべての人間の尊厳を認め、いかなる状況においても自己決定を尊重し、当事者（障害本人及び家族）との信頼関係を築き、人権と社会正義を実践の根底に置くこと」、「相談支援専門員は、本人の意向やニーズを聴き取り、必要に応じて本人中心支援計画およびサービス等利用計画の策定にかかる支援を行う。具体的には、本人のニーズを満たすために制度に基づく支援に結びつけるだけでなく、制度に基づかない支援を含む福祉に限らない教育、医療、労働、経済保障、住宅制度等々あらゆる資源の動員を図る努力をする。また、資源の不足などについて、その解決に向けて活動することも重要」とその理念と役割が提言されています（「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―」平成23（2011）年8月30日、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）。

相談支援専門員には、こうした理念と役割を果たし、社会資源が不足しがちな地域の中で、決してあきらめてしまうことなく、さまざまな工夫を凝らし連携をしていく中で、ニーズの充足に努力することや、重度の障害者等に対する意思疎通支援や意思決定支援、権利擁護や合理的配慮が施されているかなど、基本的な姿勢が問われることになります。

(ウ)総合的な検証の必要性

このように、自治体としても相談支援専門員としても、実際のサービス等利用計画が、どのように実施され、本人・家族の生活がどのように変化したか、あるいは安定して安心して暮らし続けられているのか等を継続的に確認していく必要があります。本人の思いやニーズは、正しい情報の説明や整理、実際の体験や経験等のプロセスにより、選択肢の幅が広がり、変化をしていくものです。すなわち、モニタリングを適宜適切に実施していく中で、本人の新たなニーズにも対応でき、その都度、サービス等利用計画も見直されていかなければなりません。適切なアセスメントやケアマネジメントのプロセスが丁寧に実践されているか、利用契約としてもその結果が求められ、支援の質が問われることとなります。

サービス等利用計画、支援の質（生活の質への結びつき）について数値化するのは難しいもの、これまでの実践や研究、障害者総合福祉推進事業等では、以下の視点が求められています。

- ・エンパワメント・アドボカシーの視点
- ・自助自立の視点
- ・総合的な生活支援の視点
- ・ニーズに基づく支援の視点
- ・連携・チーム支援の視点
- ・中立・公平性の視点
- ・生活の質の向上の視点
- ・権利擁護や合理的配慮、虐待防止の視点
- ・本人にとって必要十分な支援となっているか
- ・財源の使用が効果的、効率的な使用となっているか
- ・ニーズや環境の変化に対応できているか
- ・モニタリングの期間設定が適切か
- ・結果として適正なプランになっていたのか 等

実際には、サービス担当者会議や多職種連携・チームアプローチの中で、本人・家族の思いを主体とし、さまざまな視点や専門性をふまえて、その内容をブラッシュアップするのですが、相談支援事業所は少ない人数で多くの利用者を抱えていることも多く、十分に実施できていない状況も散見されています。実践現場におけるOJTの実施や初任や現任の研修等を通しての実例を見ても、アセスメント不足や検討の余地のある内容のものが見られることも事実です。

また、当初のプランにより支援をしてきた結果がどのようになってきているのか、モニタリングや再アセスメントを実施しどのようにプランを修正するのか。特に、あまり上手くいっていない利用者の場合においては早めに内容や対応を見直す必要があります。

利用者にとってのよりよいプラン、相談支援の底上げや質の向上のため、根本的には本人・家族にとって必要な支援のため、「総合的な検証」を行う必要があります。また、各自治体には、支給決

定権者として、さらに効果的・効率的に税財源を利用することを含めて、その責務を求められるものとなります。

現状では、すべてのプランをすべての段階において確認し続けることは困難であり、だからといって「野放し」にするのではなく、地域の実情に応じた現実的な対応を図ることが必要です。これは自治体の職員のみで、あるいは現場の相談支援専門員のみでできることではなく相互の協力体制が必要です。具体的には、各自治体が基幹相談支援センターや実践経験豊富な主任相談支援専門員等を活用し、スクリーニングをかけつつ、総合的な検証について、実施・運用することが、ひとつの方法として考えられ、総合的な検証を実施し始めている自治体も増えてきています。

また、同様に、セルフプランについても、セルフプランに関する助言やセルフネグレクトや介護者によるネグレクトを含む虐待防止の観点からも、適宜、検証をしておくべきものと考えます。

3 モニタリング結果の検証と市町村等による指導

(1) 計画相談支援における市町村の役割

市町村は、計画相談支援について以下のふたつの関わり（役割）を持ちます。

①事業者（相談支援専門員）の作成したサービス等利用計画を勘案しながら障害福祉サービスの支給決定をする役割。

②事業者の指定に関する役割

それに呼応し、①に対応したサービス等利用計画を精査する役割、②に対応した事業者を監督する役割を持ちます。すなわち、このふたつの役割に基づき、サービス等利用計画そのものを検証する役割とより幅広く、適切な相談支援が提供されているかを検証する役割を自治体はもっています。

さらに支給決定及び計画相談支援の業務プロセスを細分化してみた場合、サービス等利用計画の中には、サービス等利用計画案、モニタリング報告書やそれに付随する文書を含むものとなります。これらの文書を精査することも自治体事務において重要ですが、これまで述べてきたように、利用者に対して適切な相談支援が提供されていることを確認することが同時に必要であり、支給決定（変更）のプロセスにおいて、相談支援専門員が作成したモニタリング結果の記録を踏まえ、当該障害者に対する支援内容が適切なものとなっているかどうかについて定期的に確認する業務を担っています。

(2) 市町村が行う指導・監査との関係

市町村が前述のふたつの役割を遂行するにあたっては、本手引きの本旨であるケースワークや支給決定を行う部門における相談支援業務とその一環としてのモニタリング検証と事業者を指導・監査する業務が一部重複します。

モニタリング結果の検証は、その趣旨から市町村の障害福祉局の障害福祉サービス等の支給決定を担当する部署や障害者等の支援を担当する部署が主となって実施することが想

定されます。

また、自治体には、障害福祉サービス等の事業所の指定権者として、事業者が法に則り適正に事業を運営しているかを監督する責任があります（計画相談支援、障害児相談支援は市町村）。

モニタリング結果の検証は、第5章に示すような総合的な観点から行われるものですが、事業や業務の適切性を確認する観点においては、指導・監査が類似のものとして存在します。

指導・監査を実施することをもってモニタリング結果の検証を行っているとすることはできませんが、両者の役割分担を検討して業務の効率化を図ることや、両部門が連携することによりそれぞれの業務をより効果的に実施するような検討をすることは、相談支援の質の向上を図る取組としても効果的であると考えられます。

【参考】

指導・監査においては、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添Ⅰ「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」が示されており、行政機関が行う集団指導及び実施指導が位置づけられている。さらに、別紙20「主眼事項及び着眼点（指定計画相談支援）」が示されており、「第3運営に関する基準Ⅰ指定計画相談支援の具体的取扱指針」の「（3）指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、（略）、次に掲げるところによっているか。」とされており、モニタリングに関して、具体的に確認を行うこととする内容が含まれている。

また障害児相談支援についても計画相談支援と同様、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添Ⅰ「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」に示されている。さらに、別紙8「主眼事項及び着眼点（障害児相談支援）」の確認項目等の中に「第3 運営に関する基準Ⅰ指定障害児相談支援の具体的取扱指針」の「（3）指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、（略）、次に掲げるところによっているか。」とされている。

4. 湖北圏域の現状について

長浜市・米原市における計画相談支援事業所の特徴及び課題としては、以下のことが挙げられます。

特徴	・小規模事業所が増えてきている（少人数事業所等） ・障害種別等の特性（身体・知的・精神・児童）に応じた事業所が多い ・相談員として経験の浅い方が多い ・どちらかというと控え目、熱心な相談員が多い ・相談員の配置に対して、計画相談を必要とされる方が多い
課題	・日々の業務に追われ、地域の異なった専門分野とともにケースを振り返る機会が不足している ・相談支援専門員の力量にばらつきがある ・サービス等利用計画書を事業所内で客観的、多角的に評価することが難しく、公正・中立的な計画であることの担保が確保できない ・障害者の重度化や高齢化、複合的な課題を抱えるケースには、高度な専門性や多職種との連携が必要だが、その対応は相談員個々の判断に任されている ・相談業務以外の役割に十分な力を発揮できていない
相談員の声等	・結局一人で考えて、一人で対応しないといけない（相談員の温度差） ・事業所内で相談する前に、いったん他の機関からの意見を聞きたい ・ケース以外のことも話せる場が欲しい ・相談支援に終わりが無い

これらの状況からも、相談支援専門員一人一人のケアマネジメントプロセスを客観的・多角的に振り返ることの重要性等が高まっています。

第2章 モニタリング結果の検証の適切な実施のための条件整備

Ⅰ 条件整備の必要性

モニタリング結果の検証の取組に際しては、その前提条件として、①地域の相談支援体制の整備と人材育成の取組の実施、②（自立支援）協議会の活性化、③都道府県の役割との連動条件（環境）の整備が必須です。

（１）地域の相談支援体制の整備と人材育成の取組の実施

計画相談の導入により、相談支援専門員が地域の障害者に寄り添う仕組みがスタートしました。しかし、その状況は十分でなく、小規模事業所、他事業との兼務、相談支援専門員の担当件数の多さ等の課題があります。また、相談支援事業所が地域に存在しないところもあります。他方で、計画相談の仕組みの導入を地域における相談支援体制整備のチャンスと捉え、その充実を図っている地域もあります。地域の実情に応じた体制づくりのために、丁寧な地域診断を実施する自治体もあります。各地域のさまざまな好取組事例は、国の市町村セミナーや障害者総合福祉推進事業等で報告されています。

また、相談支援専門員の質の向上を図るための取組も各地で進展しています。そこでは、特に地域の中核機関である基幹相談支援センター、中核人材としての主任相談支援専門員が、市町村と協力しながらその力を発揮することが求められています。モニタリング結果の検証の適切な実施のためには、相談支援体制の整備と人材育成の取組について、再構築を図るべき時期にきています。

（２）市町村（自立支援）協議会の活性化

モニタリング結果の検証の充実のためには、（自立支援）協議会を活用し、地域ぐるみでその実施を図ることも重要です。その中心となる市町村（自立支援）協議会は、個別の課題を地域の課題とすべく、情報共有・情報発信、地域資源のネットワーク化・連携強化、社会資源の改善・開発、人材育成、地域診断、体制整備等の実施が期待されています。そのためには、協議会を形骸化させず、活性化させることが求められます。

協議会の活性化のため、地域生活支援事業の市町村の任意事業として平成27年に追加された「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援」の活用、都道府県の地域生活支援事業の任意事業の一つとして平成29年に創設された「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」の活用も効果的です。

（３）都道府県の役割

都道府県は、広域的な見地から、市町村によるモニタリング結果の検証の後押しをすることが期待されます。とりわけ、（１）（２）でも触れた、モニタリング結果の検証の基盤たる市町村の

体制整備等に対して、都道府県は側面的な支援・アドバイス等の充実が求められます。この際においても、都道府県自立支援協議会による支援、地域生活支援事業の必須・任意事業等の活用、相談支援専門員に係る諸研修の充実等が求められます。相談支援の質の向上、サービス等利用計画のモニタリングの進展等のためには、単独の市町村のみでは難しいことも多いかもしれません。諦めずに一緒に考えてくれる、まずは、これが都道府県の役割かもしれません。

2 モニタリング結果の検証と相談支援専門員の養成

(1) 相談支援従事者養成研修の機会活用

市町村によるモニタリング結果の検証の促進のためには、個々の相談支援専門員の力量の向上が求められます。本節では、その一例として、神奈川県相模原市の取組を紹介します。相模原市は、協議会の下部組織に人材育成に係る部会を設置し、相談支援従事者養成研修（法定研修）軸に地域での研修を体系化しています。また、基幹相談支援センターによるグループスーパービジョンを定期開催し、相談支援専門員の人材育成やネットワークづくりに取り組んでいます。法定研修と地域における人材育成の連動を意識した取組を実施した結果、以下の効果と留意点が確認されました。

効果	・地域単位による受講者のグループ構成は、受講者間の顔合わせの場となり、地域における人的ネットワークのきっかけとなる。 ・基幹相談支援センター職員をファシリテーターとして配置することにより、受講者との顔合わせ及び相互理解につながる。演習場面においても当該地域を踏まえた情報提供やスーパーバイズが可能となる。 ・実地研修では、実際の地域、基幹相談支援センターでの取組となる為、実践に近い環境でスーパーバイズや情報提供が可能となる。また、研修内容のフォローアップが可能となり、法定研修における獲得目標を達成する効果を高めることが期待できる。 ・実践的な感覚で「人」・「基幹相談支援センター、相談支援事業所としての役割」・「地域の現状」について相互理解を進めやすい。この経験が研修終了後に相談支援を実践する中で生かされると良い（具体的な効果測定は研修が終了したこれからになる見込み）。
留意点	・この取組は、地域の相談支援体制、人材育成ビジョン及び研修体系、或いはその整備に向けて取り組む土壌の有無に影響される可能性がある。 ・市町村行政と基幹相談支援センターの人材育成に対する認識、視点、意欲に齟齬がある場合、演習（ファシリテーター派遣の可否）や地域の人材育成（実施研修時の対応）の効果や質に影響を与える可能性がある。 ・基幹相談支援センター職員の視点としては、受講者に基幹相談支援センターの役割や機能を知ってもらい相談支援における連携や人材育成につなげていく為

	に、よい関係（信頼関係）を構築することを念頭に置き、演習では実地研修に、実地研修では実践の関係に繋げることを意識し、取り組むことが重要である。 ・実習の際に基幹相談支援センターを訪問することがカリキュラム上必須ではない為、すべての受講者が参加するとは限らない。市町村行政との連携の上、受講決定通知と合わせた事前の周知や工夫が必要となる。
--	--

第3章 モニタリング結果の検証のための「方法」

1. 方法の考え方（二つのモデル）

（1）方法の重要性

モニタリング結果の検証が有効になされ、相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高め、本人中心の障害ケアマネジメントの実施に結びつけるためには、その手法が重視されなければなりません。形式的で形骸化したモニタリング結果の検証は、検証に関わる市町村、基幹相談支援センター、相談支援事業所の多忙・疲弊等を招くばかりではなく、障害者の地域社会での自立した生活を遠ざけるものになりかねません。地域の特性に相応しい方法を自立支援協議会等での議論を通じて構築し、適切な検証を実施することが肝要です。

（2）モニタリング結果の検証方法の二つのモデル

モニタリング結果の検証のための方法には、①事業所型検証モデル（個別モデル）と、②地域型検証モデル（集団モデル）の二つが想定されます。（表1）

①の事業所型検証モデル（個別モデル）とは、基幹相談支援センター（市町村）と相談支援事業所の二者間で検証がなされるものであり、②地域型検証モデル（集団モデル）は、基幹相談支援センター（市町村）が中心となり、地域内の複数の相談支援事業所の参画のなかで検証が実施されるものです。検証の実施に際しては、検証の目的を損なうことなく、地域の特性を勘案した、より現実的な手法を用いることが大切です。

地域においては、二つのモデルのいずれかの実施でも構いませんが、①②の双方が実施されることで、より効果的な検証が展開されるものと思われます。

表1

	事業所型検証モデル（個別モデル）	地域型検証モデル（集団モデル）
対象	個々の相談支援事業所	複数の相談支援事業所
特徴	○事業所支援 ○個別のケース支援 ○個々の相談支援専門員の力量に合わせた支援 等	○地域の相談支援体制の強化 ○地域におけるケース共有（地域課題化）
手法	基幹相談支援センター（市町村）によるケース点検/同行/事業所訪問等	基幹相談支援センター（市町村）が中心となり、地域の関係者が集まった場での事例レビュー、GSV 等
留意点	「モニタリング支援」と「モニタリング検証」に一定の線引きが必要	「事例検討会」や「研修」等と「モニタリング検証」が混同されないこと

第4章 モニタリング結果の検証のための「指標」

1. 指標の考え方: 指標の必要性

モニタリング結果の検証を実施するためには、第3章で取り上げた「方法」とともに、「指標」の設定が欠かせません。地域の特性に応じた方法が定まったとしても、具体的にどのような指標を用いて検証していくのかについて、一定の「もの差し」がないなかでは、検証の意味をなしません。モニタリング結果の検証に際しては、客観的な視点に基づいて障害ケアマネジメントを評価する指標を用いることで、検証そのものの信頼性を担保することとなります。

検証の目的を損なわない限り、指標はどのようなものを用いるかは、それぞれの地域に委ねられています。指標の作成や、既存の指標の活用など、どのような指標を用いてわがまちの検証を行うのか、自立支援協議会等での議論が求められます。

湖北圏域で今回作成した指標は、巻末資料に添付していますので、ご参照ください。

(巻末資料)

計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化
に向けた取組について(平成 30 年 3 月 30 日)

障障発 0330第1号

平成30年 3月30日

都道府県知事

各指定都市市長殿

中核市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び
地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

障害保健福祉行政の推進について、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援については、さらなる質の向上を目指すための見直しを行ったところです。今般、別添のとおり、その見直しの内容等を改めてお示しするとともに、さらなる地域の相談支援体制の充実及び強化に向け、各自治体において取り組むべき事項等についてお示しいたします。各都道府県におかれては、別添の内容についてご了知の上、管内市(区)町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただくとともに、管内市(区)町村と十分に連携した上で、必要な取組みを進めていただくよう、特段のご配慮をお願いいたします。なお、本通知の別添第四については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

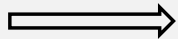
【相談員応援プロジェクト】の対象事例について

相談支援専門員が担当する事例を自己採点した場合の点数をイメージ



参考：令和4年10月22日全国基幹相談支援センター強化研修内、荒川区障害者基幹相談支援センターでの取り組み報告を一部加工

相談支援(ケアマネジメント)の自己チェックリスト

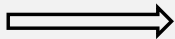
視点		チェック項目	確認ポイント	評価
				低  高
エンパ ワメント、アド ボカ シー、意 思決定 支援の 視点	①	希望する生 活	本人の「こうやって生活したい」が家族や支援者の希望する支援になっていませんか。本人の思いや願いを具体的に把握(把握しよう)していますか	2・3・4・5
			(意向確認が難しい場合、意思伝達・意思確認手段を確認していますか)	(2・3・4・5)
	②	強み	本人がもっている力や強み、できること(できていること)を把握していますか(把握しようとしていますか)	2・3・4・5
総合的 な生活 支援の 視点	③	サービス・イン フォーマル	しょうがい福祉のサービスありきではなく、医療・就労など幅広い領域のサービスやインフォーマルな支援も考えられていますか	2・3・4・5
	④	ライフス テージ	幼児期・学齢期・青年期・中年期・高齢期を意識した支援となっていますか	2・3・4・5
連携・ チーム 支援の 視点	⑤	総合的な 援助の方 針	最終的な目標に向けた支援方針を関係機関で共有していますか(定期的なサービス担当者会議を開催していますか)	2・3・4・5
	⑥	役割分担	関係機関と役割分担し、連携した取組みとなっていますか	2・3・4・5
ニーズ に基づく支援 の視点	⑦	優先順位	緊急性・重要性を考慮して優先順位をつけ、関わっていますか	2・3・4・5
	⑧	相談員の 総合的判 断	相談支援専門員としての総合的判断と本人の意向が概ね一致した支援となっていますか(本人・家族の御用聞きになっていませんか)	2・3・4・5
			(一致していない場合、その調整を試みていますか)	(2・3・4・5)
中立・ 公平性 の視点	⑨	サービス提 供法人の 偏り	サービス提供法人に偏りなく調整できていますか。	2・3・4・5
			(偏っている場合はその明確な理由がありますか)	(2・3・4・5)
	⑩	サービスの 過大・過小	本人の状況(能力や生活状況等)とサービスの実態が過大・過小のない計画になっていますか	2・3・4・5
生活の 質の向 上の視 点	⑪	支援目標 の達成度	支援目標の達成度について検討されていますか(本人の満足度を聞き取って(聞き取ろうとして)いますか)	2・3・4・5
	⑫	全体の状 況	全体の状況(家族等の環境)を把握し、今後の方向性について検討されていますか	2・3・4・5
ソーシャ ルワーク の視点	⑬	自立支援協 議会への参 画	個別の課題から地域課題として解決に向けたはたらきかけをしていますか(しようとしていますか)	2・3・4・5

■自己チェックにあたってのチェック基準

次のチェック基準を参考に、別紙の相談支援（ケアマネジメント）のチェックリストにおいて、該当するところにチェックをお願いします

評価	目安（点数）	評価基準
5	100点以上	よくできている
4	80～99点	できている（標準）
3	60～79点	できているが、気になるところや心配な点がある
2	59点以下	できていない、またはこれから取り組む予定

相談支援（ケアマネジメント）のチェックリスト【インタビュー用】

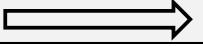
視点		チェック項目	確認ポイント	評価
				低  高
エンパ ワメント、アド ボカ シー、意 思決定 支援の 視点	①	希望する生 活	本人の「こうやって生活したい」が家族や支援者の希望する支援になっていませんか。本人の思いや願いを具体的に把握（把握しよう）していますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
			（意向確認が難しい場合、意思伝達・意思確認手段を確認していますか）	（ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）
	②	強み	本人がもっている力や強み、できること（できていること）を把握していますか（把握しようとしていますか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
総合的 な生活 支援の 視点	③	サービス・イン フォーマル	しょうがい福祉のサービスありきではなく、医療・就労など幅広い領域のサービスやインフォーマルな支援も考えられていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
	④	ライフス テージ	幼児期・学齢期・青年期・中年期・高齢期を意識した支援となっていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
連携・ チーム 支援の 視点	⑤	総合的な 援助の方 針	最終的な目標に向けた支援方針を関係機関で共有していますか（定期的なサービス担当者会議を開催していますか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
	⑥	役割分担	関係機関と役割分担し、連携した取組みとなっていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
ニーズ に基づ く支援 の視点	⑦	優先順位	緊急性・重要性を考慮して優先順位をつけ、関わっていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
	⑧	相談員の 総合的判 断	相談支援専門員としての総合的判断と本人の意向が概ね一致した支援となっていますか（本人・家族の御用聞きになっていませんか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
			（一致していない場合、その調整を試みていますか）	（ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）
中立・ 公平性 の視点	⑨	サービス提 供法人の 偏り	サービス提供法人に偏りなく調整できていますか。	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
			（偏っている場合はその明確な理由がありますか）	（ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）
	⑩	サービスの 過大・過小	本人の状況（能力や生活状況等）とサービスの実態が過大・過小のない計画になっていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
生活の 質の向 上の視 点	⑪	支援目標 の達成度	支援目標の達成度について検討されていますか（本人の満足度を聞き取って（聞き取ろうとして）いますか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
	⑫	全体の状 況	全体の状況（家族等の環境）を把握し、今後の方向性について検討されていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
ソーシャ ルワーク の視点	⑬	自立支援協 議会への参 画	個別の課題から地域課題として解決に向けたはたらきかけをしていますか（しようとしていますか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

■相談支援のチェック基準

次のチェック基準を参考に、別紙の相談支援（ケアマネジメント）のチェックリストにおいて、該当するところにチェックをお願いします

評価	目安(点数)	評価基準
5	100点以上	よくできている。相談支援専門員の関わりにより、利用者自身が満足し、第3者の立場から見ても利用者のよりよい生活につながっているといえる
4	80～99点	できている（標準）。相談支援専門員の関わりにより利用者の生活の質が向上している
3	60～79点	できているが、気になるところや心配な点がある
2	59点以下	できていない、今後のかかわりに期待する

相談支援（ケアマネジメント）のチェックリスト【インタビュー用】（メモ欄付）

視点		チェック項目	確認ポイント	評価
				低  高
エンパワメント、アドボカシー、意思決定支援の視点	①	希望する生活	本人の「こうやって生活したい」が家族や支援者の希望する支援になっていませんか。本人の思いや願いを具体的に把握（把握しよう）していますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
			（意向確認が難しい場合、意思伝達・意思確認手段を確認していますか）	（ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ）
		メモ欄		
	②	強み	本人がもっている力や強み、できること（できていること）を把握していますか（把握しようとしていますか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
総合的な生活支援の視点	③	サービス・インフォーマル	しょうがい福祉のサービスありきではなく、医療・就労など幅広い領域のサービスやインフォーマルな支援も考えられていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
	④	ライフステージ	幼児期・学齢期・青年期・中年期・高齢期を意識した支援となっていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
連携・チーム支援の視点	⑤	総合的な援助の方針	最終的な目標に向けた支援方針を関係機関で共有していますか（定期的なサービス担当者会議を開催していますか）	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
	⑥	役割分担	関係機関と役割分担し、連携した取組みとなっていますか	2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

ニーズに基づく支援の視点	⑦	優先順位	緊急性・重要性を考慮して優先順位をつけ、関わっていますか	2・3・4・5
		メモ欄		
	⑧	相談員の総合的判断	相談支援専門員としての総合的判断と本人の意向が概ね一致した支援となっていますか(本人・家族の御用聞きになっていませんか)	2・3・4・5
			(一致していない場合、その調整を試みていますか)	(2・3・4・5)
		メモ欄		
中立・公平性の視点	⑨	サービス提供法人の偏り	サービス提供法人に偏りなく調整できていますか。	2・3・4・5
			(偏っている場合はその明確な理由がありますか)	(2・3・4・5)
		メモ欄		
	⑩	サービスの過大・過小	本人の状況(能力や生活状況等)とサービスの実態が過大・過小のない計画になっていますか	2・3・4・5
			メモ欄	
生活の質の向上の視点	⑪	支援目標の達成度	支援目標の達成度について検討されていますか(本人の満足度を聞き取って(聞き取ろうとして)いますか)	2・3・4・5
			メモ欄	
	⑫	全体の状況	全体の状況(家族等の環境)を把握し、今後の方向性について検討されていますか	2・3・4・5
			メモ欄	
ソーシャルワークの視点	⑬	自立支援協議会への参画	個別の課題から地域課題として解決に向けたはたらきかけをしていますか(しようとしていますか)	2・3・4・5
			メモ欄	

訪問前に相談支援専門員に渡す資料

相談員応援プロジェクト～日常のかかわりを振り返る～についての概要

今回は、表記のプロジェクトを受けていただきまして、ありがとうございます。当日の流れを以下のとおり、簡単にですがまとめました。

当日までに必要な書類の提出や自己チェックの作成などにご協力をよろしくお願いします。ご不明な点等ありましたら、遠慮なく下記までお問い合わせください。

なお、このプロジェクトは長浜市・米原市からの委託業務であり、サービス利用申請時にしようがい福祉サービス提供に関する個人情報の取り扱いにかかる同意を当該利用者からいただいているため、今回改めて同意を取っていただく必要はありません。

○事前準備

- ・ケースの情報（基本情報・週間プラン・プラン・モニタリング報告書（直近））を基幹相談支援センターに情報提供する
- ・相談員がケースとの関わりについて、チェック基準を参考に自己チェックする
⇒当日、インタビューの際に回収
- ・当日使用する部屋の準備をお願いします（当日は全部で1時間半ほどお部屋をお借りします）
できれば、ホワイトボードを準備（なければ、その旨を基幹職員に連絡をお願いします）

○当日流れについて（所用時間60分程度）

1. はじめに（2～3分）

基幹職員より、趣旨・目的の説明

2. 振り返り（振り返り全体で 50 分）

<相談員より>

- ・ケースの概要説明（障害名、かかわりの中で配慮していること）（3分）
- ・今回の振り返りでどんなことを期待しているのか（2分）

<インタビュー開始>

- ・主任相談支援専門員、基幹職員がケースと相談員の関わりについて一つずつ質問し、インタビューする（45分）

3. おわりに（5分）

- ・相談員から、インタビューを受けての感想
- ・インタビュアーの意見・感想、気づいたこと

○終了後

当日のインタビューの内容や相談員の自己チェックを参考に、主任相談支援専門員と基幹職員とで相談し、今回の振り返りについて書面でお返しさせていただきます。

<お問い合わせ先>

湖北基幹相談支援センターふらっと

〒529-0341 長浜市湖北町速水 1860

TEL:0749-78-2144

担当:〇〇

相談員応援プロジェクト

～日常のかかわりを振り返る～



インタビュー日時:令和5年〇〇月〇〇日(水)10:00～11:00

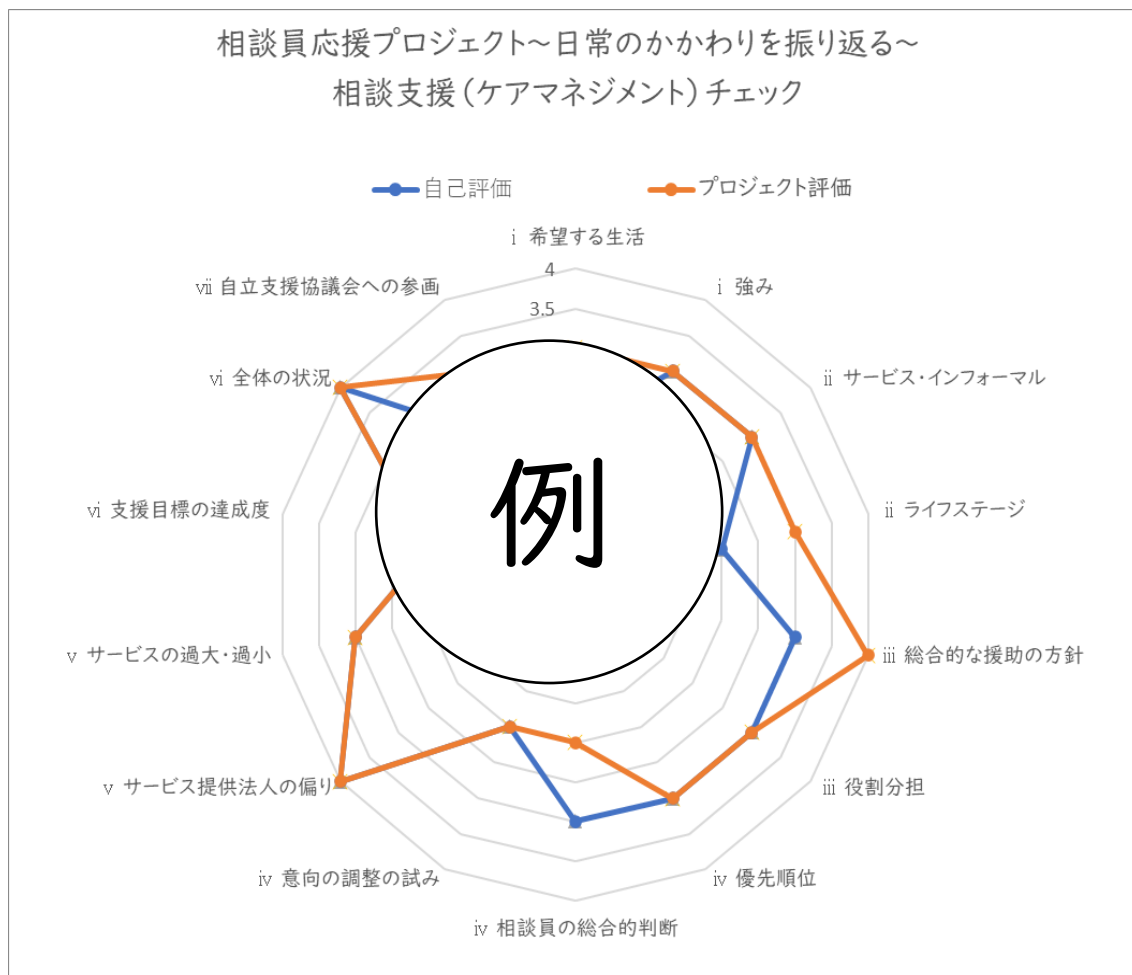
場 所 :長浜まちづくりセンター〇〇会議室

インタビュー:〇〇相談支援事業所 〇〇相談支援専門員

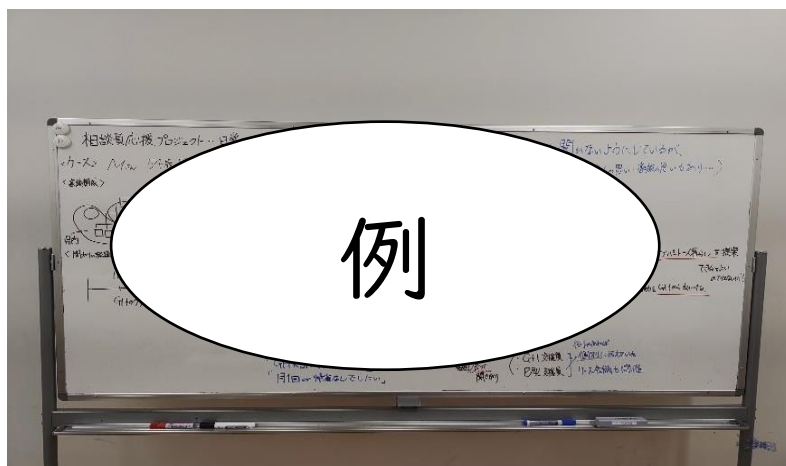
インタビュアー:主任相談支援専門員 〇〇

湖北基幹相談支援センターふらっと 〇〇 〇〇

先日は、インタビューおよび自己評価表のチェックにご協力いただき、ありがとうございました。それらをもとに振り返りの結果について、下記のとおりにまとめさせていただきました。今後のケアマネジメントに少しでもお役に立てれば幸いです。

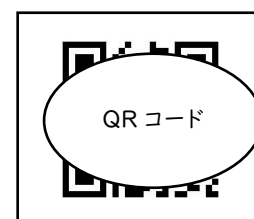


<当日の板書>



<当日の動画>

こちらから



i エンパワメント、アドボカシー、意思決定の視点	本人の「こうやって生活したい」という希望を意図的に聞かれていないと話されていました。それは、聞いてしまうことで、本人が希望する「GH出たい」を期待してしまうなどの影響を考えてのことだと、私たちはそう推測しました。また、本人の希望を「聞いていない」と言いながらも、関係機関と情報共有したり、本人とも頻回に面談されていることから、大まかには把握されているのではないのでしょうか。 しかしながら、家族または相談員が安心したいプランではなく、本人中心のプランにしていくためには、まずは基本に立ち返り、本人の思いを聞いて、「希望する生活」を把握しておくことは、今後の支援の方向性を決めていく上でも必要なことだと思います。また、本人の「希望する生活」が今は難しいのであれば、どういった手順を経れば叶えられるのか等、丁寧な説明を繰り返し、本人の希望をイメージしていくことも相談支援専門員としての役割だと考えます。今後、ぜひ聞く機会をもっていきたいですね。 本人は公共交通機関を利用し、歯科を受診する予定ですが、電車に一番思われがちですが、歯科受診の件では、本人ができると思われたいですね。歯科受診の件では、本人ができると思われたいのでしょうか？ 相談員の思いや見立て、本人の希望を踏まえた支援においてリスクや危険を伴う可能性もあります。
ii 総合的な生活	しょうがい福祉サービスについて、本人の希望も踏まえて、必要な支援・サービスをライフステージに応じて提供していきたいと考えています。 相談員を通じて把握し、歯科受診の件では、本人ができると思われたいですね。歯科受診の件では、本人ができると思われたいのでしょうか？ 相談員の思いや見立て、本人の希望を踏まえた支援においてリスクや危険を伴う可能性もあります。
iii 連携・連携	本人の「目標」としては共有でき、相談員を通じて把握し、歯科受診の件では、本人ができると思われたいですね。歯科受診の件では、本人ができると思われたいのでしょうか？ 相談員の思いや見立て、本人の希望を踏まえた支援においてリスクや危険を伴う可能性もあります。
iv ニーズに基づいた支援	本人の意向、目標と相談員の意向が概ね一致しているように私達は判断しました。今後、中年期から高齢期に向けた支援内容の検討や、本人からの満足度も聴き取り、一緒に支援目標について話す機会が持てるようにしていきましょう。また、グループホームでの土日の過ごしについても本人と一緒に考えていけると、グループホームが苦痛な場所だけでなく、楽しみのある場所になっていくのではないのでしょうか。
v 中立・公平性の視点	本人の能力を客観的に把握するため、利用している施設やグループホームだけでなく、関係する医療機関や元気クラブのスタッフ等からも本人の様子を聞きとっていきましょう。
vi 生活の質の向上の視点	家族等の状況を含め、ライフステージを意識して、今後の方向性を具体的にイメージされているように私達は判断しました。今後、中年期から高齢期に向けた支援内容の検討や、本人からの満足度も聴き取り、一緒に支援目標について話す機会が持てるようにしていきましょう。また、グループホームでの土日の過ごしについても本人と一緒に考えていけると、グループホームが苦痛な場所だけでなく、楽しみのある場所になっていくのではないのでしょうか。
vii ソーシャルワークの視点	自立支援協議会等に参加されており、今後も引き続き、意見交換や協議の中で個別の課題から見えてきた地域の課題等を、相談員として積極的に発信していきましょう。

①



②



③



みんなで一緒にがんばりましょう



検討委員からの応援手話
動画はこちら



(参考とした資料)

基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き
令和2年(2020年)3月 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

モニタリング結果の検証手法等に関する手引き

～湖北圏域 version I～

令和6年（2024年）3月

<検討委員>

湖北相談処 すだち

障害者支援センター そら

相談支援事業所 ピットイン

湖北基幹相談支援センター ふらっと

障がい者相談支援センター ほたる

主任相談支援専門員

湖北基幹相談支援センター ふらっと（事務局）